

2021年3月16日

第2部 個人所得税

1. 2019年の税制改正の経緯、概要

中国の個人所得税法は、2019年1月に大きな改正が行われました。1994年に大改正が行われて以来、1999年、2005年、2007年、2011年に、基礎控除や申告期限に対する小さな改正が実施されていますが、2019年の改正は25年ぶりの大掛かりなものでした。2019年の個人所得税法改正のポイントは「減税」ですが、概要は以下の通りです。

(1) 個人所得税計算方法の変更

① 税金計算期間の変更

制度変更前は、月次で税額を確定させていましたが、居住者については、計算期間が年度になりました。変更前の制度では、月による税額のばらつき（賞与支給月の高税率適用など）が調整できませんでしたが、これが可能になりましたので、納税者にとっては有利な変更です。超過支払分がある場合は、翌年3月1日～6月30日の期間に確定申告をすれば、還付が受けられます。

② 基礎控除の引き上げ

制度変更前は、月次基礎控除は、中国公民 3,500 元・外国人 4,800 元でしたが、双方 5,000 元に引き上げられました（居住者の場合は、税額計算期間が年度になったため、正確には年間 6 万元の基礎控除です）。

③ 特別付加控除の開始

税制改正により、新たに以下の特別付加控除が認められました。これらは、原則として月次の源泉徴収時に控除申請しますが、確定申告時に控除申請することもできます（国発 [2018] 41 号）。

1) 子女教育

子女一人あたり毎月 1,000 元。

2) 継続教育

毎月 400 元（同一学歴の継続教育控除期限は、48 か月を超えない）。

なお、継続教育の受講に伴う資格証書を取得した年度に関しては、期間にかかわらず3,600元。

3) 大病医療

個人負担が15,000元を超過する医療支出につき、確定申告時に80,000元を上限として控除可能。

4) 住宅ローン金利

1軒目の住宅ローン金利に限り、毎月1,000元。期間は最大240か月。

5) 住宅家賃

直轄市、省級都市、計画単列都市などは、毎月1,500元。

その他の都市の場合、人口100万人以上の都市は毎月1,100元。100万人以下の都市は毎月800元。

6) 老人扶養

60才以上の父母及びその他の法定扶養対象などに対して、納税者が一人っ子的場合、毎月2,000元。一人っ子でない場合は、上記金額を分担して控除。

基礎控除と特別控除をまとめると以下の通りとなります。

控除種類	対象者	外国人の適用可否		控除額	
		居住者	非居住者		
基礎控除	全ての者	適用可能	適用可能	年60,000元	
特別控除	国の定めた社会保険及び住宅積立金を支出した者	適用可能	適用不可	支出額	
特別付加控除	子女教育控除	3歳以上の子供のために学歴教育費を支出した者	適用可能	適用不可	月1,000元
	継続教育控除	自己のために学歴教育費又は資格教育費を支出した者	適用可能	適用不可	学歴教育：月400元 資格教育：年3,600元
	高額医療費控除	一納税年度において15,000元を超える個人負担医療費を支出した者	適用可能	適用不可	15,000元を超える部分の医療費 (80,000元を限度)
	住宅ローン控除	住宅ローンにより中国内に住宅を取得した者	適用可能	適用不可	月1,000元
	住宅家賃控除	主要勤務都市に自己居住住宅を借りている者	適用可能	適用不可	月800元～月1,500元
	老人扶養控除	60歳超の両親又は子供がいない祖父母を扶養している者	適用可能	適用不可	月2,000元 (1人っ子的場合)

④ 適用税率の引き下げ

税率自体は、3～45%の超過累進課税で変更はありませんが、低税率（3%、10%、20%）が適用される所得範囲が拡大されています。なお、新旧税率を比較すると、以下のようになっています（新税法は、本来は年度単位ですが、便宜上、月単位に修正しています）。

旧税率

<月次所得に対する税率（月次基礎控除 3,500 元、4,800 元適用後）>

適用範囲	税率
500 元以内	3%
1,500 元超 ～ 4,500 元以内	10%
4,500 元超 ～ 9,000 元以内	20%
9,000 元超 ～ 35,000 元以内	25%
35,000 元超 ～ 55,000 元以内	30%
55,000 元超 ～ 80,000 元以内	35%
80,000 元超	45%

新税率

<月次所得に対する税率（月次基礎控除 5,000 元適用後）>

適用範囲	税率
3,000 元以内	3%
3,000 元超 ～ 12,000 元以内	10%
12,000 元超 ～ 25,000 元以内	20%
25,000 元超 ～ 35,000 元以内	25%
35,000 元超 ～ 55,000 元以内	30%
55,000 元超 ～ 80,000 元以内	35%
80,000 元超	45%

⑤ 総合所得

給与、役務報酬、原稿料、ロイヤリティの4種類の所得が、「総合所得」として統合されました。居住者の場合、源泉徴収時は、各所得によって異なる方法で源泉徴収し、確定申告で4種類の所得を合算したうえで、3～45%の超過累進税率（賃金給与の税率）で計算し直す方法が採用されます。

一方、非居住者の場合は、一定の調整（給与の場合は月額 5,000 元の基礎控除。役員報酬、ロイヤリティの場合は 20%を費用として控除。原稿料の場合は、受領額の 56%を課税所得とする）をしたうえで、3~45%の超過累進税率を適用して税額を確定します。

(2) 非居住者・居住者の定義変更

外国人の場合、年間 183 日以上中国に居住している場合は、居住者として全世界所得課税の対象となります。183 日未満の場合は、非居住者として中国国内源泉所得課税の対象となりました。ただし、満 183 日滞在が連続 6 年未満の外国人は、主管税務機関に届け出れば、国外源泉所得に対する課税は免除されます。なお、満 6 年のカウントは、2019 年 1 月 1 日から開始されます（財政部/税務総局 2019 年第 34 号）。また、6 年以内に連続 30 日超の出国をすれば、カウントをリセットできます。ちなみに、中国公民の場合は、滞在日数にかかわらず、全世界所得課税の対象となります。

中華人民共和国個人所得税法（以下、主席令 9 号）・第 1 条には、以下の通り規定されています。

1) 中国国内において住所がある個人。若しくは、住所がないが、一納税年度に、中国国内で累計満 183 日居住した個人は居住者であり、全世界所得に対して課税される。

2) 中国国内において住所がなく、居住もしない個人。若しくは、住所がなく、一納税年度に、中国国内で累計 183 日未満居住した個人は非居住者であり、中国国内源泉所得に対して課税される。

ここで注意が必要となるのは、「住所の有無」という点です。中華人民共和国個人所得税法实施条例（以下、国务院令 707 号）・第 2 条には、住所とは、「戸籍、家庭、経済的な利益関係で中国国内において習慣的に居住することを指す」と規定されています。これも、依然として理解しにくい表現ですが、簡潔に言えば、「住所を有する個人とは中国公民を指し、住所がない個人とは外国人を指す」ということです。住所がある状態とは、暫定的居住ではなく、恒久的に居住する状況を指しており、これに基づけば、住所を有する個人とは、中国戸籍を有する個人を指しています。つまり、上記 1)・2) を簡潔に表現すれば、以下の通りになります。

1) 中国公民は、全世界所得に対して課税される。外国人は、年間累計 183 日以上中国に居住した場合、全世界所得に対して課税される。

2) 「居住していない外国人」及び「中国に居住するものの、年間滞在が183日未満の外国人」は、中国国内源泉所得に対して課税される。

ただし、中国に居住していない外国人については、中国国内で給与負担がなく、年間滞在が90日以内の場合は、国務院令第707号・第5条の規定により、個人所得税の納付は免除（租税条約締結国の居住者の場合は、年間90日ではなく、183日以内であれば課税免除）されます。

さらに、1)の中国に年間累計183日以上居住する外国人（全世界所得課税対象の外国人）についても、連続居住6年未満の場合は、主管税務機関への届出を前提に、国外源泉所得が免除される優遇があります。この点については、次で解説します。

(3) 5年ルールの変更

① 連続居住6年未満の特例

上述の通り、年間累計183日以上中国に居住する外国人は、全世界所得に対して課税されることとなりますが、国務院令第707号・第4条により、「満183日居住の年度が、6年未満の場合」は、主管税務機関への届出を条件に、国外源泉所得に対する課税が免除されます（中国国内の組織がこれを負担する場合は、この限りではありません）。

また、183日以上滞在する6年の年度中に、1回でも30日を超過する連続出国をした場合、6年のカウントはリセットされ、再入国後に再度カウントが始まる旨が、国務院令第707号・第4条に規定されています。

さらに、財政部/税務総局公告2019年第34号には、6年のカウントは、2019年から開始し、それ以前の滞在は考慮しない旨が規定されています。

つまり、2021年時点では、全世界所得課税の外国人はいないことになります。

② 日数のカウント

日数カウントの基準となるのは、財政部/税務総局公告2019年第34号ですが、そこには、滞在時間が24時間に満たない日は、滞在日数にカウントしないことが規定されています。つまり、入出国日は、滞在日数に含まれません。

2019年改正以前は、国家税務総局 国税発[2004]97号（失効）により、入出国日を共に1日とカウントしていましたので、2019年に大きな規制緩和が実施されたこととなります。

なお、年間滞在日数が 90 日超の非居住者（租税条約締結国の場合は 183 日超）は、中国国内での給与の支払いがなくても、滞在日数に応じた個人所得税の納付が必要となります。具体的には、当該月の一か月分の個人所得税額を計算したうえで、勤務日数 ÷ 当該月日数を乗じて、実際納付税額を計算します。その日数判定（90 日、若しくは 183 日を超過したかどうか）は、上記の基準でカウントしますが、基準に達した場合の個人所得税額計算において使われる日数（勤務日数）は、入出国日を 0.5 日とカウントします（財政部/税務総局 2019 年第 34 号）。

③ 租税条約における給与所得者の課税範囲

中国と日本は 1983 年 9 月 6 日に、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との協定（以下、「日中租税条約」という）」を締結しています。

中国国内の勤務から生じる所得は国内源泉所得とされ、非居住者に該当した場合においても、原則として、個人所得税の納税義務が生じます。しかし、日中租税条約・第 15 条に規定されている以下の 3 つの要件を満たすことにより、中国における個人所得税の納税義務は免除されます。

- 1) 一納税年度に中国国内において居住した日数が累計 183 日以下であること
- 2) 報酬支払者が中国国内企業でないこと
- 3) 報酬が中国国内に有する恒久的施設または固定的施設による負担でないこと

※ 中国国内企業の役員が受け取る報酬は除きます。

④ 居住者区分と課税範囲（まとめ）

居住者区分と課税範囲をまとめると以下の通りです。

		中国国内源泉所得		中国国外源泉所得	
		国内企業負担	国外企業負担	国内企業負担	国外企業負担
居住者	下記以外の者	課税			
	連続 6 年未済の滞在者	課税		非課税	
	居住日数 183 日未満	課税		非課税	
非居住者	下記以外の者	課税		非課税	
	90 日以内滞在（※）	課税	非課税		

※ 租税条約の適用を受ける場合には 183 日以内となります。

なお、理論的には【図表】の通りとなりますが、中国国外源泉所得のうち中国国内企業が負担した所得が、実務上、中国国外源泉所得として認められるかどうかは、主管税務機関との折衝が必要となります。

2. 日系企業における個人所得税処理の留意点

(1) 駐在員の個人所得税に係る留意点

Question1

2019年の個人所得税改正で税制改正が外国人居住者に与える影響はありますか？

Answer

外国人居住者の場合は、税額計算単位は年度となりますし、特別付加控除の適用も可能です。よって、外国人居住者も、税制改正によってこれらの恩恵は受けられます。ただし、問題となるのは、外国人居住者に対して、国税発〔1997〕054号で認められている免税措置が、2021年に打ち切られることです（財税〔2018〕164号）。

国税発〔1997〕054号は、外国籍社員が取得する以下の所得に関しては、個人所得税課税の免除を認めています。

- 外国籍人員が現物支給、若しくは実費精算方式で取得する住宅手当、食費手当、引越費用、クリーニング費用
- 外国籍人員が合理的基準に従い取得する国内外出張手当
- 外国籍人員が取得する帰省費用（年2回以内）、語学訓練費用（本人のみ）、子女教育費などで、主管税務機関が合理的と認めたもの

この優遇措置は、2021年度までは経過措置として認められますが（ただし、この優遇を享受した場合は、特別付加控除の適用は不可）、その後は廃止され、特別付加控除に統合されます。国税発〔1997〕054号の優遇は、総じて特別付加控除よりも有利ですので、経過期間終了後は、外国人は却って納税額が増える可能性が高いです。

Question 2

外国人に対する家賃補助免税の注意点と打ち切りの影響を教えてください

Answer

家賃補助免除の打ち切り行われる場合には、2022年以降家賃相当額が個人の給与に加算され個人所得税の課税の対象となります。一方で、特別付加控除で認められる住宅家賃控除額（1,500元 or 1,100元 or 800元）の控除を受けることができます。単純計算ですが、月間家賃が20,000元の場合には、20,000元-特別付加控除1,500元×税率（例えば、30%の場合）の月々5,550元の税負担が増加することになります。（年間66,600元/約107万円）

ただし、経過措置の失効（2022年より）に伴い、何らかの税務通達が公布される可能性が高いと思われ、詳細はそれを待つ必要があります。

◇特別付加控除

外国籍社員に対するFRINGE BENEFITに対する免税措置（国税発[1997]054号）は、2021年度までで打ち切られます。2022年以降は特別付加控除に統合されますが、特別付加控除で認められる住宅家賃控除額は、以下の通りです。

直轄市、省級都市、計画単列都市などは、毎月1,500元。その他の都市の場合、人口100万人以上の都市は毎月1,100元。100万人以下の都市は毎月800元。

現在の中国では、通常、このような家賃で住居を借りることはできませんので、基本的には、特別付加控除は家賃の一部をカバーするにすぎません。一方、国税発[1997]054号の優遇は、家賃金額にかかわらず免税が認められますので、この打ち切りは、税額の増加につながります。

◇実務面の影響

現在、家賃補助免税を受ける際の手続は地域によって異なりますが（区単位で異なる）、総じて以下の通りです。

① 個人所得税の免税措置を受ける場合

国税発[1997]054号の適用を受ける場合、原則として、不動産賃貸契約は居住する個人の名義で結び、発票もその個人宛に発行します。

その場合、家賃の補填（会社から個人宛に支給）は、給与所得として処理する必要がありますが、主管税務機関に免税申請をすれば、免税所得として認められます。

② 福利費として処理する場合

不動産賃貸契約を会社（若しくは雇用者）が結ぶ場合、会社が支払う家賃は、福利費となります。その場合、個人所得税の課税対象とはなりません。

ただし、従業員福利費の損金算入は、賃金給与総額の 14% 以内で認められますので（企業所得税法・第 40 条）、家賃を福利費として処理することで、それを超過した場合は、損金不算入経費となってしまいます。

以上の状況を踏まえ、現時点では、①の処理が（企業所得税の損金不算入経費が発生しないという意味で）有利ですが、経過措置が打ち切られた場合、①の処理をして家賃額が個人所得税の課税対象となるよりは、②の方が有利になることが考えられます。

現在の実務から見た対応は上記の通りですが、具体的な対応は、経過措置打ち切りに際して、税務総局が何らかの指針を出すか否かを見て判断する必要があります。

(2) 住所のない個人の個人所得税に係る留意点

Question1

2019 年の個人所得税改正で税制改正が外国人非居住者に与える影響はありますか？

Answer

非居住者の場合は、現在でも月額で税額を確定し、特別付加控除の適用は受けられません。また、上記国税発 [1997] 054 号の優遇も認められません。そのため、税制改正の影響は、基礎控除の引き上げと低税率適用範囲の拡大といえます。ただし、外国人非居住者の兼務従業員に係る取り扱いが明確化されています。例えば、日本本社の役員、従業員である非居住者が、中国国内企業の董事や総経理、駐在員事務所の代表など高級管理者を兼務するケースは少なくありません。通常非居住者とは異なる課税がされる場合があるため、兼務する役職や状況に応じて留意が必要です。

① 非居住者が駐在員事務所の代表を兼務する場合

駐在員事務所の代表（首席代表・一般代表）として登記された非居住者は、租税条約・第 15 条における 183 日ルールの適用が認められず、滞在日数が年間 183 日以

内であっても、滞在日数に応じて個人所得税が課税されます。よって、以下の算式により国内源泉所得を計算します。

$$\text{当月賃金給与所得} = \text{当月国内外賃金給与総額} \times \frac{\text{当月賃金給与帰属勤務期間の国内勤務日数}}{\text{当月賃金給与帰属勤務期間の西暦日数}}$$

◇実務上の解釈

財政部 / 税務総局 2019 年第 35 号には、以下の規定があります。

・国内雇用主が、所得税（企業所得税のこと：筆者注）について査定徴収方法を採用、または営業収入がなく所得税が徴収されていない場合、住所を有しない個人が当該雇用主のために勤務して取得した給与所得は、当該国内雇用主の会計帳簿のなかに記載されるか否かにかかわらず、共に当該国内雇用主が支払った、または負担したとみなす。

これは、日本の在中国組織・機構が企業所得税を徴収されていない、若しくは、みなし利益課税方式により課税されている場合、課税所得算定上、信ぴょう性のある証憑が存在していないことを意味するため、一定の割り切りに基づいて給与の負担判定をすることを規定するものです。

この結果、実際には中国国内組織が当該非居住者の給与を負担していないにもかかわらず、「負担した」とみなされるため、183 日ルールの大前提である、「中国国内で給与が負担されていない」という条件を満たさなくなり、183 日ルールは適用不可となりますので、滞在日数に対応する個人所得税課税が行われることとなります。

上記は、もともと国税発 [1994] 148 号（失効）の規定ですが、2019 年に公布された 35 号通知にも同一内容が規定されており、この課税方針は継続しています。

ここでいう、外国企業の在中国組織・機構で実質所得課税を受けていない場合とは、具体的には、「コンサルティング PE と、外国企業の常駐代表処（駐在員事務所）」が該当します。

よって、日本からの出張によりコンサルティング PE 認定を受けた場合の関連する出張者及び常駐代表処で代表登記（首席代表・一般代表）された非居住者は、183 日ルールの適用が認められず、中国滞在日数分に対応する個人所得税課税が行われます。

② 非居住者が中国国内企業の総経理・副総経理を兼務する場合

非居住者が中国国内企業の総経理・副総経理などを兼務する場合、滞在日数にかかわらず、中国で個人所得税を納税するよう要求されるケースがあります。これは、財政部 / 税務総局公告 2019 年第 35 号において、総経理・副総経理、総監やその他類似する管理職は、高級管理者として取り扱うものと規定されているためです。この場合、中国国内企業が支払った報酬は一律課税対象とし、且つ中国国外の企業が支払った報酬についても、滞在日数に応じた課税を行うこととされています。一方で、同公告において、非居住者の所在地国との間に締結された租税条約に取締役報酬の取り扱いを定めた条項がある場合には、租税条約の適用と中国国内法の適用を選択することができる旨が明記されています。

1) 租税条約の適用を受ける場合

日中租税条約上、高級管理者を役員とは扱っていないため、日本居住者が中国国内企業の総経理・副総経理などを兼務する場合、その報酬は賃金給与として扱われ、183 日ルール of 適用が認められます。よって、中国国内での給与の支払い・負担がなく、中国滞在が年 183 日以内である場合は、中国での個人所得税課税は免除されます。中国国内で報酬を受け取る場合は、滞在日数にかかわらずその部分が国内源泉所得となり、個人所得税が課税されます。

2) 租税条約の適用を受けない場合

租税条約非締結国の居住者、または締結国の居住者ではあるものの、租税条約の適用を受けないことを選択する場合は、中国国内法に基づき、以下の区分に応じて課税されます。

イ. 滞在日数年間 90 日以内の場合

中国国内で報酬の支払いがない、または負担がされない限りは中国において課税は生じません。中国において報酬の支払いがある場合には、その部分が国内源泉所得となり、個人所得税が課税されます。

(例)

<当該月に中国国内で 10,000 元、国外で 20,000 元の報酬を受領する場合>

課税所得 = 10,000 元 - 5,000 元 (基礎控除) = 5,000 元

納税額 = 5,000 元 × 10% (税率) - 210 元 (速算控除額) = 290 元

ロ. 90 日超、183 日未満の場合

財政部/税務総局公告 2019 年第 35 号において、年間滞在日数が 183 日未満の外国人（住所のない個人）の高級管理者は、以下の算式で国内源泉所得部分を算定するよう定められています。

$$\text{当月賃金給与所得} = \text{当月国内外賃金給与総額} \times \left[1 - \frac{\text{当月国外支払賃金給与額}}{\text{当月国内外支払賃金給与総額}} \times \frac{\text{当月賃金給与帰属勤務期間の国外勤務日数}}{\text{当月賃金給与帰属勤務期間の西暦日数}} \right]$$

同じ給与条件において、高級管理者の場合と高級管理者でない場合を比較すると、以下の通りとなります。

<前提>

国外負担：100、国内負担：400、総額：500、国外滞在日数：10日、当月日数：30日

高級管理者の場合 ： $500 \times (1 - 100 / 500 \times 10 / 30)$
 = 466（国内源泉所得）

高級管理者でない場合 ： $500 \times 20 / 30$ = 333（国内源泉所得）

管理者の場合には、国内負担分の全額と国外負担分のうち国内の滞在日数に帰属する部分が国内源泉所得となりますが、高級管理者でない場合には、国内負担分かどうかにかかわらず、国内の滞在日数に応じて国内源泉所得を計算します。

ハ．183 日以上の場合

中国国内法では、年間 183 日以上滞在する外国人は全世界所得課税の対象となるため、中国国内・中国国外の報酬全額が課税対象となりますが、183 日以上滞在が 6 年以上継続しない限りは、主管税務機関に届出をすることで国内源泉所得課税（国外源泉所得課税免除）の適用を受けることができます。よって、上記ロの方法での課税となります。

③ 非居住者が中国国内企業の董事及び総経理を兼務する場合

非居住者が、中国国内企業の董事及び総経理などを兼務する場合、役員である董事としての役職と、従業員である総経理としての役職が混在することになるため、中

国国内にてその兼務を行う非居住者に対して支払われる報酬は、すべて賃金給与として所得税が課税されます（国家税務総局 国税発 [2009] 121 号）。

この場合における非居住者の個人所得税の取り扱いは、上記②と同様です。

④ 非居住者である日本本社の役員が中国国内企業の董事を兼務する場合（高級管理者の兼務はしない）

日中租税条約では役員報酬の取り扱いについて、以下の通り規定しています。

一方の締結国の居住者が、他方の締結国の居住者である企業の役員の資格で取得する役員報酬、その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締結国において租税を課することができる。

これは、勤務地にかかわらず日本本社の役員報酬については日本において課税、中国子会社の董事報酬は中国で課税するということを規定しています。

日系企業において、日本本社の社長や役員が中国子会社の董事長・董事を兼務するようなケースはよく見受けられます。日本本社・中国子会社の双方から報酬を受け取る場合には、課税上は特に問題にはなりません。ここでよく議論になるのは、「中国子会社において董事報酬は受け取らず、総経理などの高級管理者の兼務を行わない。日本本社においてのみ役員報酬を受け取る」といった場合に、中国においても課税がされるのかという問題です。

租税条約上の取り扱いにあてはめると、あくまでも中国国内企業から支払われた董事報酬が中国での課税対象になるものの、勤務実態によっては注意が必要です。例えば、兼務をしている役員が中国に滞在するのは、董事会などで年に数日程度である場合には、日本本社の報酬のみ受け取ることに違和感はないように思えます。

一方で、兼務をしている役員が中国における業務にかなりの比重を置いており、年間 183 日は超えないものの、年間を通して 3~4 割近くは中国に出張しているような場合には、中国子会社において役員の業務について相応の対価を支払っていないことになり、中国子会社における董事の立場が「非常勤である役員」ではなく、業務執行を行う者として実質的には「董事兼総経理」とみなされる可能性もあるため、留意が必要です。

◇実務上の視点

実際、多くの日本居住者が中国現地法人の董事を務めていますが、無償奉仕のケースも少なくありません。特に大企業では、親会社の社員が傘下企業の董事長・董事を務める場合が多いのですが、その大部分が無報酬です。

中国で職務を履行するか否かにかかわらず（また、どこで報酬を受領するかにかかわらず）、董事報酬の所得源泉が中国と判定されるのであれば、このような名目的な董事でも、適切な役務対価（董事報酬）を算定して納税すべき、若しくは、中国国外（日本）で受領している給与の一部を董事報酬とみなして中国で納税すべき、という理屈にもつながります。では、このような要求は行われているのでしょうか。

現時点では、中国の税務機関は、非居住者がグループ企業の董事を無償奉仕で行うことを実務的に容認しており、これが問題になるケースをあまり聞きません。上海・広州などの税務機関に照会したこともあります。税務機関の回答は、このような無償奉仕の董事の実態を認識しており、問題視していない状況がうかがえました。

この実務運用をバックアップする法的根拠として、「個人所得税執行に関する若干の問題を明確にする通知（国税発〔2009〕121号）」が挙げられます。ここでは、専任董事の場合（且つ会社に雇用されていない、独立した董事）、その報酬は董事報酬として課税されるが、被雇用者である董事の場合、雇用及び勤務の実態を鑑み、一律賃金給与として課税されることを規定しています。

つまり、121号通知に基づけば、無償奉仕で中国のグループ企業の董事を務める場合は、実質的な董事ではないとみなされ、その報酬は賃金給与として扱われます。結果として、中国での支払いがなく（無償奉仕）、且つ中国滞在日数が年間183日以内であれば、日中租税条約の規定に基づき、個人所得税の納付は不要となります。

今後、税務機関の対応が変わる可能性はないとはいえませんが、現時点では、このような背景から、非居住者の無償報酬董事兼務は問題とはなっていません。

税理士法人山田 & パートナーズ

法人概要

法人名	税理士法人 山田&パートナーズ(以下 YP)
英語名	Grant Thornton Yamada & Partners
設立	1981年4月1日
代表者	統括代表社員 三宅 茂久
本店	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN館 8階(受付9階)
URL	https://www.yamadapartners.gr.jp/
事業実績 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> 顧問件数: 3,512件 (うち、上場会社数58件、医療機関数125件、日系海外法人数98件) 相続税申告数: 1,791件 M&A実績: 70件 企業再編・企業再生実績件数: 275件 国際業務関与件数: 390件 相続・事業承継コンサルティング件数: 1,120件 経営コンサルティング件数: 614件 (うち、医療系コンサルティング 99件) セミナー回数: 1,258回
従業員数	726名(うちパートナー 29名 マネージャー 163名) 2020年1月1日現在

住所



基本理念

- 健全な価値観**
私たちは、信頼される人間集団として、健全な価値観を共有します。
- 社会貢献**
私たちは、高付加価値情報を創造・提供し、顧客と社会の発展に貢献します。
- 個と組織の成長**
私たちは、個と組織の成長と調和を目指し、高い目標を掲げる個を尊重します。

Our People

植地 麻里奈
マネージャー 税理士

Marina Uechi
Manager, Tax Accountant



Marina Uechi
Manager, Tax Accountant
T: 050-3907-9280 (JP)
+86-186-0218-0537 (CN)
E: uechi@yamada-partners.gr.jp

Profile

2015年に税理士法人山田&パートナーズへ入所、証券会社への出向を経て、2018年より中国上海駐在。
主に中国に連出している日系向けにコンサルティングサービスを提供。

主な取り扱い分野

- 海外派出支援、海外雇員支援
- 海外子会社の組織内閣コンサルティング
- 子会社調査、不正調査、内部監査支援
- M&A対応、デューデリジェンス対応
- 国際的取引、異文化理解コンサルティング
- 資産コンサルティング
- 海外CFO、海外投資家募集

Message

2018年より中国に駐在しております。日本では何ともないことでも海外にいたりすると苦勞することが多くありますが、言語の壁を感じさせないシームレスな対応をお客様に提供することを心がけています。
中国語(台湾・香港含む)のお困りごとに関しては、お気軽に聞かず、お気軽にメール・電話でご相談ください!

主な著作

- 「中国個人所得税の制度と実務」



Yamada&PartnersShanghai

公式 WECHAT アカウントです。

日中の税務について配信しています。是非登録をお願いします。

書籍：中国個人所得税の制度と実務

中国の個人所得税は、2018年8月に抜本的な改正が行われ、2019年1月から施行されています。主には給与所得を中心とする総合所得課税が開始されていますが、中国の税制改正は日本のそれと比べても移行期間が短く、2019年当時、現場の実務はかなり混乱しました。本書は、2019年税制改正を織り込んだうえ、「かゆいところに手が届く実務書」として、第1部（基礎編）では中国個人所得税の基礎制度を、第2部（応用編）では実務を行う上で多くの担当者が疑問に思う事項を、なるべく平易な表現を意識して解説しています。

【執筆・監修】水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

【執筆】税理士法人山田&パートナーズ

単行本（ソフトカバー）：222ページ

発売日：2020/9/1

定価 3,800円+税（日本国内送料無料）

目次・お申込み <https://chasechina.jp/item/371>



書籍：中国増値税の制度と実務【改訂版】

増値税は、物品売買・サービス提供など、ビジネス全般に際して課税される流通税です。そのため、ビジネス採算に与える影響も大きく、この適切な理解が非常に重要となりますが、元々の税制が複雑だけでなく、1994年の増値税暫定条例施行以降、相次いで制度変更が実施されたこと、税制と実務運用に違いがある事項も少なくないことから、理解が難しい税金としても知られています。今回の改訂では、2016年の営業税廃止（増値税統合）、2018年・2019年の税制変更をキャッチアップしたうえ、できる限り分かりやすく、かつ実務を踏まえたうえで解説しています。

【執筆】水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

単行本（ソフトカバー）：222ページ

発売日：2020/1/6

定価 3,800円+税（日本国内送料無料）

目次・お申込み <https://chasechina.jp/item/370>



★（仮）中国企業所得税の制度と実務は、2021年度中の発売を予定しております。

★中国ビジネス動画コンテンツの販売はこちら <https://filmuy.com/chasenext>